

地域再生法

(平成17.4.1) 最近改正 平成29.6.2 法48号

1. 地域再生法の法令制限

(1) 地域再生法は、近年における社会経済情勢の変化に対して地域における経済の活性化、雇用機会の創出等地域の再生を総合的かつ効果的に推進することにしています。

(2) 建築等の届出等

地域再生土地利用計画の「集落生活圏」の区域内において、次の行為は一定事項を行なう場合の30日前までに市町村長に届け出なければなりません。また届出事項を変更しようとするときは同様に届け出なければなりません。

①誘導施設のある建築物について

- ・建築物の建築目的の開発行為
- ・建築物の新築、改築、用途変更

②地域再生拠点区域内において

- ・土地の区画形質の変更
- ・建築物の建築、工作物の建設
- ・土石、廃棄物等の堆積
- ・その他

2. 用語について（第17条の7第3項第2号）

誘導施設は次の通りです。

(1) 誘導施設

地域再生拠点区域内に立地を誘導すべき集落福利等施設

(2) 集落福利等施設

教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他、又は就業機会創出施設

3. 宅建業法施行令

重要事項説明の法令に基づく制限の法律が宅建業法施行令に新たに次のように追加されました。

宅地建物取引業法施行令第3条第1項	制限の概要	施行日
33の2 地域再生法第17条の8第1項及び第3項	①建築等の届出（第17条の8第1項） ②届出事項変更の届出（第17条の8第3項）	平成27年8月10日